

令和5年

上尾市教育委員会3月定例会
議案資料

目 次

議案第 1 1 号 資料	1
議案第 1 3 号 資料	3

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年上尾市教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

- 1、令和5年4月1日より、市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受ける事務となる学校給食費を徴収し、又は還付することについて、学校教育部学校保健課長が常時教育委員会に代わって決裁できるよう規定を整備すること。(別表第2 学校教育部学校保健課の表関連)

学校教育部学校保健課

事項	事務	教育委員会 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費(7の項第2号において単に「学校給食費」という。)を徴収し、又は還付すること。				○
1 2 学校その他の教育機関の管理に関する事項	(1) 感染症の予防のため、臨時に学校の全部又は一部の休業を決定すること。 (2) 校長が処置した学齢児童又は学齢生徒の感染症による出席停止に係る報告を受理すること。		○		○
2 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 中学校給食共同調理場所長の年次休暇及び特別休暇(勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。)を承認すること。 (2) 中学校給食共同調理場所長の時間外勤務命令をすること。 (3) 中学校給食共同調理場所長について、勤務時間条例第8条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 (4) 中学校給食共同調理場所長に対し旅行命令(研修に関する旅行命令を除く。)をすること。 (5) 中学校給食共同調理場所長について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の				○ ○ ○ ○ ○

		指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。				
3 4	校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事項	学校保健及び安全衛生に関する研修の計画を決定すること。		○		
4 5	校長、教員その他の教育関係職員並びに児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事項	(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の規定による就学時の健康診断の計画を決定すること。				○
		(2) 学校保健安全法第13条の規定による児童及び生徒の健康診断の計画を決定すること。				○
		(3) 学校に勤務する職員の健康診断の計画を決定すること。				○
		(4) 要保護者に対する医療費の援助を決定すること。				○
		(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに医療費を請求し、受領した医療費を支給すること。				○
5 6	学校その他の教育機関の環境衛生に関する事項	学校の各種環境検査の計画を決定すること。				○
6 7	学校給食に関する事項	(1) 小学校給食の計画を決定すること。				○
		(2) 準要保護者に対する学校給食費の援助の決定をすること。				○

備考 この表の教育委員会決裁の欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、教育委員会の会議の議決により決裁しなければならないことを示し、教育長専決の欄、部長専決の欄及び課長専決の欄のそれぞれの欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、その相当欄の職にある者が専決権限を有することを示す。

- (1) 名 称 山崎家文書
- (2) 種 別 有形文化財（古文書）
- (3) 員 数 4点
- (4) 所 在 地 上尾市教育委員会（上尾市本町三丁目1番1号）
- (5) 所 有 者 上尾市
- (6) 概 要

本件は、江戸時代後期に上尾宿で俳人・教育者として活動した山崎武平治碩茂を輩出した山崎家に伝来した書簡4通である。各書簡は、上尾宿に創設された郷学・聚正義塾に関係する人物らから碩茂に宛てて送られたものである。

聚正義塾は、天明8（1788）年に上尾宿に来遊していた江戸の学僧・雲室の指導を受け、上尾宿の碩茂ら有志によって創設された郷学である。その学舎は天満宮跡地に建てられ、朱文公（朱子）と菅原道真を祀ったことから二賢堂と名付けられた。雲室は4年ほどで上尾を去るが、同塾は碩茂らによって引き継がれ、文政9（1826）年に碩茂が没した後も、安政7（1860）年ごろまで存続したとされる。

第1通は、碩茂をはじめ、上尾宿の人物と考えられる石應、太素、木奴に宛てて雲室が送った書簡である。内容は「雲室上人生祠碑頌」について、碑石の見立てが終わったこと、文章も決定しているので相談の上で立碑してほしいことが記載されている。また、晩年を迎え体が弱っているが、できあがった碑を見に参上したいことが記述されていることから、立碑前の書簡と考えられる。生祠碑頌の碑文には文政6（1823）年4月と刻まれていることから、文政5年または6年に発出された書簡であると推察される。なお、宛名書きのうち、「石應」は友光石應であり、書簡中に言及されている「玄壽」は上尾宿の医師であった美濃部玄壽を指しており、遍照院に墓石が現存している。「太素」「木奴」については、上尾宿の人物と考えられるが、詳細は不明である。

第2通は、市河三亥（米庵）が碩茂に宛てて送った書簡であり、門中の会津藩士・山内熊之助が本庄宿に赴く道中、上尾宿の碩茂に一宿を頼むとともに、「二賢堂碑之義」について言い含めてあることが記述されている。米庵は市河寛斎の長子で、能書を以て名声を博し、幕末の三筆に数えられる書家である。「二賢堂碑」とは「上尾郷二賢堂碑記」のことと考えられ、碑記は米庵の書であることから、立碑に関する書簡と考えられる。また、書簡中で米庵が昨年夏に加賀国（石川県）を訪れたことが言及されており、これが文政5年6月のことであることから、この書簡は翌年の文政6（1823）年のものであることが分かる。

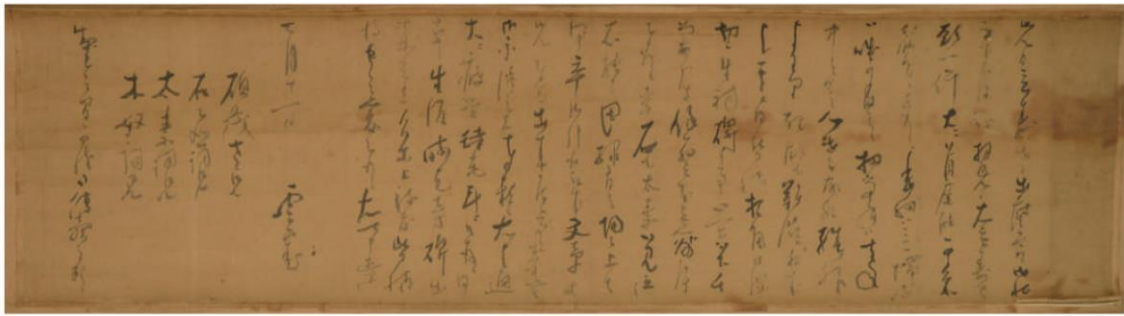
第3通も、米庵から碩茂に送られた書簡である。碩茂の子（山崎守禮）の勉学や教本等のやり取りについて書かれている。文中に『朶雲帖』（米庵書）ができたことが記載され、同書は文化3（1806）年2月に刊行されていることから、同年の「仲冬初三（11月3日）」に出された書簡である可能性が高い。なお、山崎守禮の動向は不明だが、遍照院の山崎家墓所には、碩茂の墓に並び「五世山崎武右衛門守禮」の墓が現存している。

第4通は、米庵の父で儒学者の世寧（市河寛斎）が碩茂に送ったものである。子の米庵が上野国（群馬県）に赴く際に、碩茂に一宿を頼むとともに、「拙者百絶」と「三亥一昨年遊行之紀行」を持参することが記載されている。「拙者百絶」とは寛政9（1797）年12月刊の詩集『寛斎百絶』であり、「三亥一昨年遊行之紀行」は米庵が寛政8年6月から9月に上野国と信濃国（長野県）を旅行した際の詩集『毛信遊

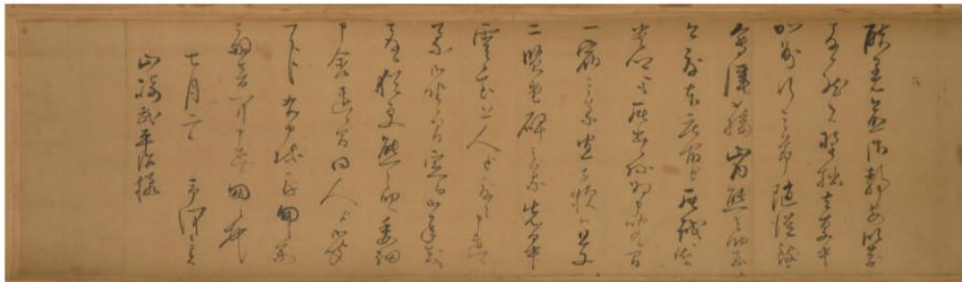
草』であることから、本書簡は寛政10（1798）年に出されたものと考えられる。寛齋は湯島聖堂の学頭であり、雲室に依頼され「二賢堂」を命名するなど、郷学創設に協力した人物である。『寛齋百絶』には、天明8（1788）年9月に上尾宿を訪れた際に詠んだ詩が数首掲載され、碩茂が蕨宿で寛齋を出迎えたことも記載されている。

各書簡は、上尾宿に聚正義塾を創設した雲室をはじめ、同塾に関係する市河寛齋・米庵父子から碩茂らに宛てて送られたものであり、上尾宿の山崎碩茂と江戸の著名な文人達との間に直接的な人物交流があったことを裏付けている。これらは「上尾郷二賢堂碑記」「雲室上人生祠碑頌」の立碑に関わる資料であるだけでなく、江戸時代後期における上尾宿の様相を知ることができる貴重な資料である。

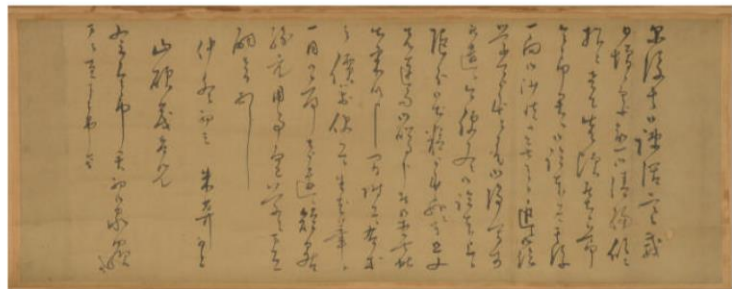
山崎家文書 写真



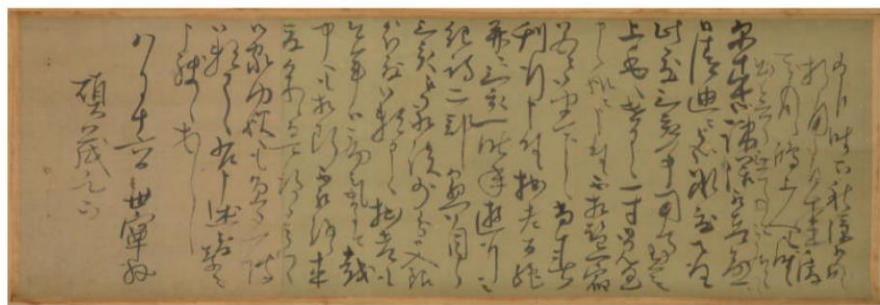
第一通
雲室書簡



第二通
市河三亥(米庵)書簡



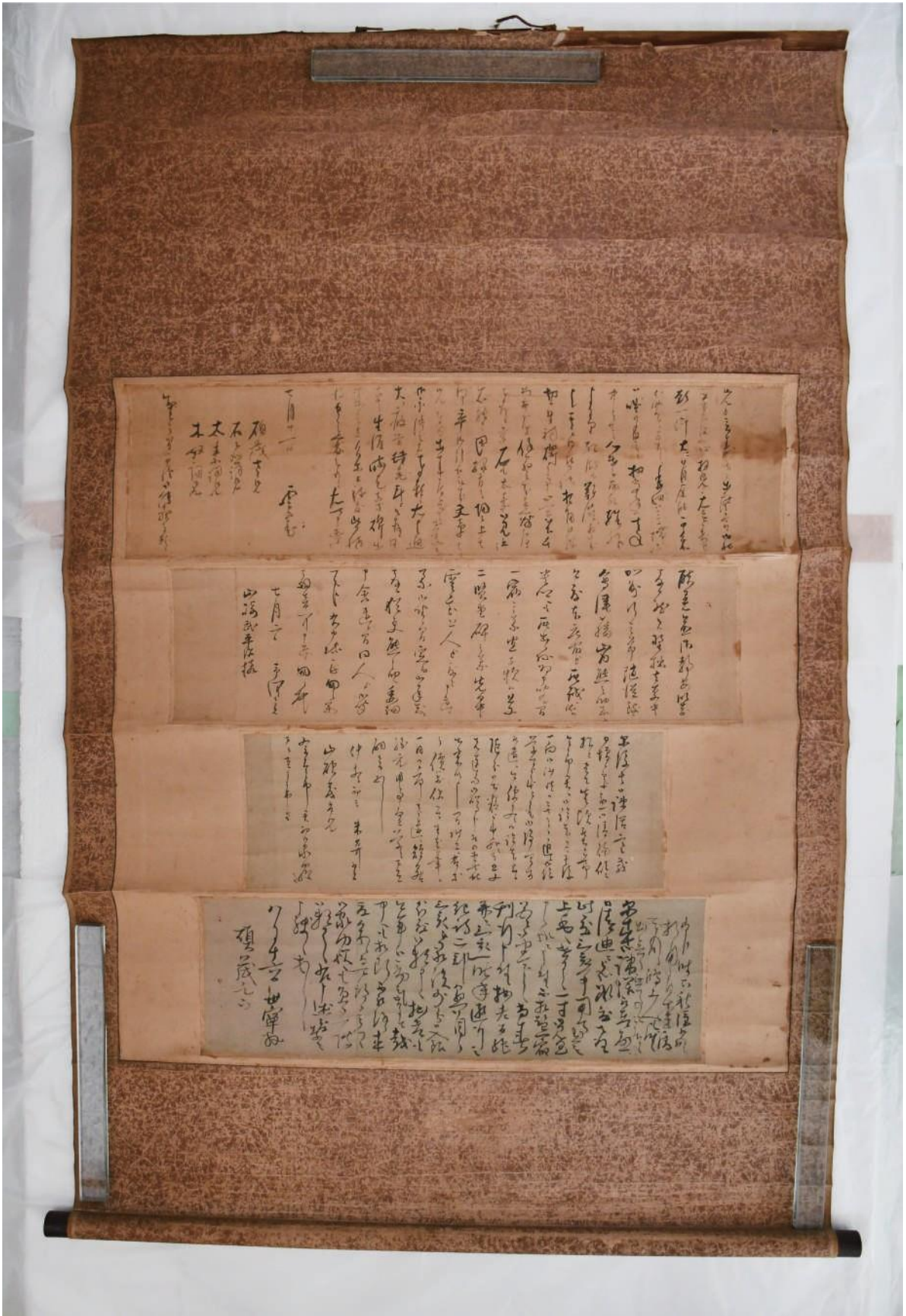
第三通
市河米庵書簡



第四通
世寧(市河寛齋)書簡



山崎家文書 写真 (全景)



(第1通から第4通まで、現状では一幅の掛軸に軸装されている)